

第16回 定時株主総会 招集ご通知

■日時

2021年3月24日（水曜日）
午前10時（午前9時開場）

■場所

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
ウノサワ東急ビル3階
アライドアーキテツ株式会社 本会議室
（末尾の会場のご案内をご参照ください）

■議案

第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件
第2号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。）に対する
譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

Mission

世界中の人と企業をつなぐ

事業ドメイン

顧客企業のマーケティング効率を格段に向上させる
マーケティングDX支援事業

基盤となる
当社のアセット

開発と改良を重ねてきた
SaaSツール

ソリューション提供の基盤となる
デジタル人材

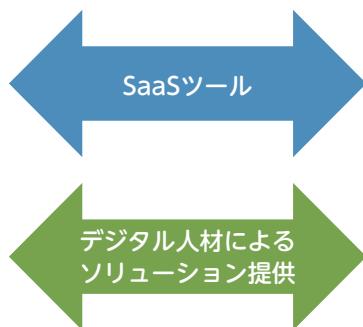
ビジネス
スキーム

顧客企業

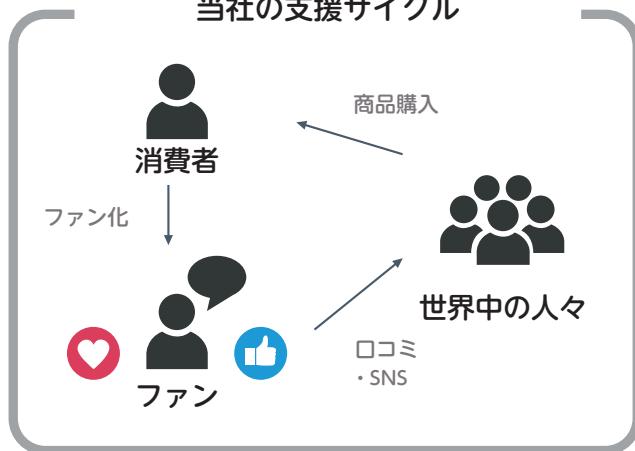


食品・化粧品会社等メーカー、
D2C等のEC企業、
飲食、サービス業etc.

Allied
Architects



当社の支援サイクル



ごあいさつ

株主の皆様には、平素より格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

昨年は世界中で新型コロナウイルスの感染が拡大し、激変の1年となりました。人・物の動きや経済活動が大きく制限されたことで世界は深刻な危機に直面しており、解決に向け力を合わせています。そのような状況の中、デジタル化の加速や古い価値観の見直しなど、新たな進化に向けた良い兆しもありました。

マーケティング業界においては、急速なDX（デジタルトランスフォーメーション）や、SNS利用時間のさらなる増加が、デジタルマーケティングにおける人材の質・量不足を浮き彫りにしました。さらに、ニューノーマルな生活様式が定着するとともに広がり始めた、「幸福」や「豊かさ」を重視した新しい価値観への対応を、企業にとっての深刻な課題として顕在化させました。一方で、この機をブランド体験の提供機会と捉え、多くの企業がオンラインでのセミナーや展示会、体験会、工場見学、ライブコマースといった取り組みに挑戦されていました。

このような事業環境において、アライドアーキテツツ・グループは、長らく大切にしてきた要素である「ソーシャル」「テクノロジー」「ファン」「クリエイティビティ」「グローバル」という要素を重視しながら、事業ドメインを「マーケティングDX支援事業」と定義し直し、こうした企業課題を「ソフトウェア」と「人材」の両面から解決してまいりたいと考えています。人と企業の直接的で深い関係の継続、共感を紡ぐクリエイティブ、リアルを超えるオンラインブランド体験、対面交流以上の熱量を醸成するオンラインコミュニケーションなど、日々進化し変化しつづけるマーケティングの支援に、自社開発のソフトウェアと専門性の高い人材で挑み続けます。

2021年は次の時代を素晴らしいものにすべく、2020年に起こった良い変化を社会全体で成功に結びつけに行く年になると考えております。アライドアーキテツツ・グループは、新しい生活様式の定着した世界において、人と企業が信頼しあい、豊かで幸せな消費社会を築いていくための支援に、グループ一丸となって尽力してまいります。

株主の皆様におかれましては、引き続きご支援のほどよろしくお願い申し上げます。

2021年3月
代表取締役CEO 中村 壮秀

株主各位

証券コード 6081

2021年3月8日

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号

アライドアーキテツ株式会社

代表取締役CEO **中村 壮秀**

第16回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、当社第16回定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当日のご出席に代えて書面またはインターネットにより事前に議決権を行使いただくことをご検討くださいますようお願い申し上げます。

書面またはインターネットにより議決権を行使いただく場合には、お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、2021年3月23日（火曜日）午後7時までに議決権を行使いただきますようお願い申し上げます。

敬 具

記

1 日 時	2021年3月24日（水曜日）午前10時（午前9時開場）
2 場 所	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号 ウノサワ東急ビル3階 アライドアーキテツ株式会社 本社会議室 (末尾の「定時株主総会会場ご案内図」をご参照ください。)
3 目的事項	報告事項 1. 第16期（2020年1月1日から2020年12月31日まで） 事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査等委員会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第16期（2020年1月1日から2020年12月31日まで） 計算書類報告の件 決議事項 第1号議案 取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件 第2号議案 取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

4 インターネット開示に関する事項

本株主総会招集ご通知に際して提供すべき書類のうち、次の事項につきましては、法令及び当社定款第14条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイトに掲載しておりますので、本招集ご通知の提供書面には記載しておりません。したがって、本招集ご通知の提供書面は、監査報告を作成するに際し、監査等委員会及び会計監査人が監査をした書類の一部であります。

1. 事業報告の新株予約権等の状況、業務の適正を確保するための体制、業務の適正を確保するための体制の運用状況の概要
2. 連結計算書類の連結株主資本等変動計算書、連結注記表
3. 計算書類の株主資本等変動計算書、個別注記表

以 上

- 当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。また、議事資料として本株主総会招集ご通知をご持参くださいますようお願い申し上げます。
- 株主総会参考書類並びに、事業報告、計算書類及び連結計算書類に修正が生じた場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイトに掲載させていただきます。

当社ウェブサイト (<https://www.aainc.co.jp/>)

議決権行使についてのご案内

議決権は、以下の3つの方法により行使いただくことができます。

株主総会にご出席される場合



同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

日時 2021年3月24日(水曜日) 午前10時(受付開始:午前9時)

書面(郵送)で議決権を行使される場合



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。

行使期限 2021年3月23日(火曜日) 午後7時到着分まで

インターネットで議決権を行使される場合



パソコン、スマートフォン又は携帯電話から議決権行使サイト (<https://www.web54.net>) にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」及び「パスワード」をご入力いただき、画面の案内にしたがって賛否をご入力ください。

行使期限 2021年3月23日(火曜日) 午後7時入力完了分まで

当社の指定する議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net>

スマートフォンを利用して右のQRコードを読み取り、議決権行使ウェブサイトへ接続することも可能です。なお、操作方法の詳細についてはお手持ちのスマートフォンの取扱説明書をご確認ください。
※「QRコード」は株式会社デンソーウェーブの登録商標です。



<スマート行使>

スマートフォンをご利用の方は、同封の議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ることで「議決権行使コード」及び「パスワード」を入力することなく議決権行使ウェブサイトへログインすることができます。詳細は同封のリーフレットをご確認ください。

<ご注意事項>

- 議決権行使ウェブサイトへのアクセスに際して発生する費用(インターネット接続料金・電話料金等)は株主様のご負担となります。
- インターネット等により複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使といたします。
- 書面(郵送)とインターネット等により重複して議決権を行使された場合は、インターネット等によるものを有効な議決権行使といたします。

インターネットによる議決権
行使に関するお問い合わせ

三井住友信託銀行 証券代行ウェブサポート 専用ダイヤル
フリーダイヤル **0120-652-031** (受付時間 9:00~21:00)

株主総会参考書類

第1号議案

取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件

取締役（監査等委員である取締役を除く。以下「取締役」という。）全員（5名）は、本株主総会終結の時をもって任期満了となります。つきましては、より機動的な意思決定が行えるよう、現行より1名減となる取締役4名の選任をお願いしたいと存じます。

なお、本議案につきましては、監査等委員会からすべての取締役候補者について適任である旨の意見を得ております。

取締役候補者は、次のとおりであります。

候補者番号

1

なか むら
中村

まさ ひで
壮秀

再任

生年月日

1974年6月3日

所有する当社の株式数

4,901,500株

在任年数

15年8ヶ月

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1997年4月	住友商事株式会社入社
2000年6月	株式会社ゴルフダイジェスト・オンライン入社
2004年7月	同社執行役員
2005年8月	当社設立 代表取締役社長
2019年1月	当社代表取締役会長
2020年1月	当社代表取締役CEO（現任）

取締役候補者とした理由

候補者は、創業者として企業経営や新規事業の立ち上げ等における豊富な経験と幅広い見識、幅広い人脈を有しており、当社グループのマネジメント及び業務執行に十分な役割を果たしてまいりました。これらのことから、候補者が当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者といたしました。

候補者番号

2

まつ い ひろ み
松井 裕美

再任

生年月日

1970年12月28日

所有する当社の株式数

一株

在任年数

2年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1991年6月 日本航空株式会社入社
2007年1月 株式会社ディー・エヌ・エー入社
2007年9月 トランスコスモス株式会社入社
2012年10月 株式会社アイレップ入社
2014年1月 同社執行役員
2016年7月 当社入社
2017年3月 当社執行役員
2018年1月 当社上級執行役員
2019年3月 当社取締役（現任）

取締役候補者とした理由

候補者は、広告、マーケティング業界における長年の業務執行経験を有し、当社においてもマーケティング事業本部、アカウント本部長を経てソリューションカンパニー長としての役割を果たしてまいりました。これらのことから、候補者が当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、同氏を引き続き取締役候補者としていたしました。

候補者番号

3

むらおか や ま と
村岡 弥真人

新任

生年月日

1989年2月16日

所有する当社の株式数

3,900株

在任年数

一年

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

2011年4月 旭硝子株式会社（現 AGC株式会社）入社
2012年5月 当社入社
2017年3月 当社執行役員
2018年1月 当社上級執行役員
2018年7月 Allied Tech Base Co., Ltd. Chairperson就任（現任）
2018年12月 当社 CPO（Chief Product Officer）兼 プロダクトカンパニー長就任（現任）
2019年6月 Allied Tech Camp Co.,Ltd. Chairperson就任（現任）

取締役候補者とした理由

候補者は、当社の自社開発サービスの責任者として、事業戦略の立案と営業面において、マネジメントに十分な役割を果たしてまいりました。また、当社のCPO（Chief Product Officer）及びベトナム開発子会社2社のChairpersonとして、開発チームを統括しております。これらのことから、候補者が当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、同氏を取締役候補者としていたしました。

候補者番号

4

はら だ じゅん
原 田 潤

再任

生年月日

1973年3月28日

所有する当社の株式数

5,000株

在任年数

1年

取締役会出席状況

13/13回

略歴、当社における地位及び担当（重要な兼職の状況）

1997年4月	朝日監査法人（現 有限責任あずさ監査法人）入所
2001年7月	野村證券株式会社入社
2001年8月	公認会計士登録
2003年11月	ヤフー株式会社入社
2004年11月	株式会社ライブドア入社
2006年3月	株式会社Prince&Partners取締役
2012年3月	当社社外監査役
2012年7月	あおばアドバイザーズ株式会社 代表取締役（現任）
2018年8月	神宮前あおば税理士法人 社員（現任）
2019年4月	SREホールディングス株式会社 社外取締役（監査等委員）（現任）
2020年3月	当社取締役（現任）

重要な兼職の状況

あおばアドバイザーズ株式会社	代表取締役
神宮前あおば税理士法人	社員
SREホールディングス株式会社	社外取締役（監査等委員）

取締役候補者とした理由

候補者は、公認会計士の資格を有しており、また大手企業で経営企画の業務に従事し、財務活動に関する豊富な知識と経験を有しております。このことから、主に財務活動の面から当社グループの企業価値向上に必要な人材であると判断し、引き続き同氏を取締役候補者といたしました。

- (注) 1. 各取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2. 役員等賠償責任保険契約の概要

当社は、保険会社との間で、取締役（監査等委員を含む。）を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を締結しており、2021年11月に更新をする予定です。本議案において各氏の選任が承認可決された場合には、各氏は引き続き被保険者となります。

① 填補の対象となる保険事故の概要

被保険者である役員等がその職務の執行に関し責任を負うこと、または当該責任の追及に係る請求を受けることによって生じることのある損害について填補するものです。

② 保険料

保険料は全額会社負担としております。

取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。） に対する譲渡制限付株式の付与のための報酬決定の件

当社の取締役（監査等委員である取締役を除く。）の報酬等の額は、2020年3月27日開催の第15回定時株主総会において、年額200百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）とご承認いただいております。

当社は、監査等委員会からの助言及び取締役会の諮問機関として任意で設置したコーポレート・ガバナンス委員会からの答申に基づき、当社の取締役（社外取締役及び監査等委員である取締役を除く。以下「対象取締役」という。）に当社の企業価値の持続的な向上を図るインセンティブを与えるとともに、株主の皆様との一層の価値共有を進めることを目的として、上記の報酬枠とは別枠にて、対象取締役に対して、新たに譲渡制限付株式の付与のための報酬を支給することとしたいと存じます。

本議案に基づき、対象取締役に対して譲渡制限付株式の付与のために支給する報酬は金銭債権とし、その総額は、年額50百万円以内（ただし、使用人兼務取締役の使用人分給与を含まない。）と致します。また、各対象取締役への具体的な支給時期及び配分については、取締役会において決定することと致します。

なお、現在の取締役（監査等委員である取締役を除く。）は5名（うち社外取締役1名）ですが、第1号議案「取締役（監査等委員である取締役を除く。）4名選任の件」が原案どおり承認可決されますと、取締役（監査等委員である取締役を除く。）は4名（うち社外取締役0名）となります。

また、対象取締役は、当社の取締役会決議に基づき、本議案により支給される金銭債権の全部を現物出資財産として払込み、当社の普通株式について発行又は処分を受けるものとし、これにより発行又は処分をされる当社の普通株式の総数は年100,000株以内（ただし、本議案が承認可決された日以降、当社の普通株式の株式分割（当社の普通株式の無償割当てを含む。）又は株式併合が行われた場合その他譲渡制限付株式として発行又は処分をされる当社の普通株式の総数の調整が必要な事由が生じた場合には、当該総数を、合理的な範囲で調整する。）と致します。

なお、その1株当たりの払込金額は各取締役会決議の日の前営業日における東京証券取引所における当社の普通株式の終値（同日に取引が成立していない場合は、それに先立つ直近取引日の終値）を基礎として当該普通株式を引き受ける対象取締役に特に有利な金額とならない範囲において、取締役会において決定します。また、これによる当社の普通株式の発行又は処分並びにその現物出資財産としての金銭債権の支給に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結することを条件とします。

また、本議案における報酬額の上限、発行又は処分をされる当社の普通株式の総数その他の本議案に基づく対象取締役への譲渡制限付株式の付与の条件は、上記の目的、当社の業況、当社の取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定に関する方針その他諸般の事情を考慮して決定されており、相当であると考えております。

本制度による当社普通株式の発行又は処分に当たっては、当社と対象取締役との間で、以下の内容を含む譲渡制限付株式割当契約（以下「本割当契約」という。）を締結するものといたします（本割当契約により割当てを受けた当社普通株式を、以下「本割当株式」という。）。

（１）譲渡制限期間

対象取締役は、本割当契約により割当てを受けた日より３年間から３０年間までの間で当社の取締役会が予め定める期間（以下「譲渡制限期間」という。なお、当初の譲渡制限期間として、本割当契約により割当てを受けた日より３年間を想定しております。）、本割当契約により割当てを受けた当社の普通株式（以下「本割当株式」という。）について、譲渡、担保権の設定その他の処分をしてはならない（以下「譲渡制限」という。）。

（２）退任又は退職時の取扱い

対象取締役が譲渡制限期間満了前に当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役、取締役を兼務しない執行役員及び使用人のいずれの地位をも退任又は退職した場合には、その退任又は退職につき、任期満了又は死亡その他の正当な理由がある場合を除き、当社は、本割当株式を当然に無償で取得する。

（３）譲渡制限の解除

上記（１）の定めにかかわらず、当社は、対象取締役が、譲渡制限期間中、継続して、当社又は当社子会社の取締役、監査役、執行役、取締役を兼務しない執行役員及び使用人のいずれかの地位にあったことを条件として、本割当株式の全部について、譲渡制限期間が満了した時点をもって譲渡制限を解除する。ただし、当該対象取締役が、上記（２）に定める任期満了又は死亡その他の正当な理由により、譲渡制限期間が満了する前に上記（２）に定める地位を退任又は退職した場合には、譲渡制限を解除する本割当株式の数及び譲渡制限を解除する時期を、必要に応じて合理的に調整するものとする。また、当社は、上記の定めに従い譲渡制限が解除された直後の時点において、なお譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(4) 組織再編等における取扱い

上記(1)の定めにかかわらず、当社は、譲渡制限期間中に、当社が消滅会社となる合併契約、当社が完全子会社となる株式交換契約又は株式移転計画その他の組織再編等に関する事項が当社の株主総会(ただし、当該組織再編等に関して当社の株主総会による承認を要さない場合においては、当社の取締役会)で承認された場合には、当社の取締役会の決議により、譲渡制限期間の開始日から当該組織再編等の承認の日までの期間を踏まえて合理的に定める数の本割当株式について、当該組織再編等の効力発生日に先立ち、譲渡制限を解除する。また、当社は、上記に定める場合、譲渡制限が解除された直後の時点において、譲渡制限が解除されていない本割当株式を当然に無償で取得する。

(5) その他の事項

本割当契約に関するその他の事項は、当社の取締役会において定めるものとする。

以 上

提供書面

事業報告 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

1 企業集団の現況

(1) 当連結会計年度の事業の状況

事業の経過及び成果

新型コロナウイルス禍により大きく事業環境が変化する中、日本のみならず世界全体としてDX（デジタルトランスフォーメーション）推進の波が押し寄せ、本格的なデジタル・ソーシャル時代が到来しようとしています。また当社グループが事業を展開するマーケティング領域におきましてもDXの流れは一気に加速しております。

このような背景のもと、当社グループでは、企業のマーケティングDXへの対応を支援するため、自社開発のマーケティングSaaSツールの提供やSNS活用を中心としたソリューション提供といった『顧客企業と人をつなぐ』BtoBビジネスを展開しております。

当連結会計年度における新型コロナウイルス禍の影響につきましては、特に第2四半期連結会計期間（4-6月）において、一部の事業で顧客からの発注の減少・延期等が発生していましたが、下期は国内海外の経済活動再開に伴い、その影響は概ね解消されました。

当社グループの報告セグメントは、マーケティングDX支援（旧ソーシャルメディアマーケティング支援）の単一セグメントとしておりますが、事業ごとの概況は以下の通りであります。

なお、当社グループでは、経営管理指標として「粗利売上」（注）を設定しており、売上高と共に収益性を図る指標として管理しております。

（注）粗利売上＝（当社単体：売上高－直接原価）＋（連結子会社：売上総利益）

なお、当社は、『顧客企業と人々をつなぐ』BtoBビジネスを主力とし、さまざまなSaaSツールとデジタル人材によるソリューションを提供しておりますが、マーケティング環境や業界、顧客のニーズ変化を適切に捉えサービス展開を行うにあたり、事業内容をより適切に表現するため、当連結会計年度末より報告セグメントと各事業の名称を変更しております。

①SaaS事業（旧マーケティング・ソフトウェア事業）

自社開発のマーケティングSaaSツールの提供及びSaaSで補いきれないマーケティングDX施策の提供を合わせて提案することによって、顧客企業のマーケティングのDX推進に貢献し、マーケティング人材の質的・量的な不足を補い、少ない広告予算でもより効果的な成果を上げるための支援を行っております。

当連結会計年度におきましては、ダイレクトマーケティングの成果向上を実現するツール『Letro(レトロ)』や、Twitterによるプロモーションを効率的に行うためのツール『echoes(エコーズ)』を中心に案件数が順調に増加しました。また、2020年5月にリリースした動画作成ツール『LetroStudio(レトロスタジオ)』も順調に契約数を伸ばすなど、新型コロナウイルスをきっかけとしたマーケティングDXの需要拡大により好調に推移しております。一方、SaaS以外のショット型売上は、緊急事態宣言発令の影響により第2四半期連結会計期間(4-6月)においてキャンペーン案件等が一時的に減少したものの、緊急事態宣言解除後は需要が回復いたしました。

これらの結果、当連結会計年度におきましては、売上高及び粗利売上ともに前期比で増加いたしました。

②海外SaaS事業(旧クリエイティブ・プラットフォーム事業)

シンガポールの連結子会社であるCreadits Pte. Ltd.は、欧米を中心としたグローバル市場において、デジタル広告制作を低コストで効率的に行いたい企業と、スキルの高い世界中のデザイナーをマッチングする、広告クリエイティブ制作に特化したグローバルプラットフォーム「CREADITS®」を提供しております。

当連結会計年度におきましては、特に上期において新型コロナウイルス禍による欧米各国でのロックダウンによる影響を受けたものの、ゲーム等の娯楽もり需要関連の顧客からの受注が拡大していることや、単価の高い3Dのクリエイティブ制作の受注が増加しており、2020年9月には単月黒字を達成し、四半期ベースでは第4四半期連結会計期間(10-12月)に黒字転換を果たしました。

これらの結果、当連結会計年度におきましては、売上高及び粗利売上は前期比で増加いたしました。

③ソリューション事業(旧マーケティング・ソリューション事業)

ファンの存在をマーケティングに活用し、ビジネスの成長を目指す概念が浸透しつつある中で、「SNS活用」や「ファン育成支援」をキーワードに、顧客企業のマーケティングDX課題において企画立案から施策の実行までを包括的に支援する事業を行っております。

当連結会計年度におきましては、上期においては新型コロナウイルス禍の影響により顧客のマーケティング予算が縮小傾向にありましたが、下期においてSNSマーケティングの需要が回復いたしました。そのような環境の中、生活者の消費活動が著しく変化したことを受けて、短期的な施策の実施・支援に留まらず、長期的なマーケティング戦略の立案から運用まで一気通貫した支援を提案することで顧客あたりの受注額の増加に取り組みました。

これらの結果、当連結会計年度におきましては、売上高は前期比で減少したものの、粗利率の高いサービスの提供に注力した結果、粗利売上は前期比で増加いたしました。

④中国進出支援事業（旧クロスボーダー事業）

近年急速に市場が拡大している越境ECへの出店による中国進出をしたい日本企業や、インバウンド市場において訪日外国人をターゲットに商品やサービスを提供したい企業のうち、特に化粧品や健康食品、日用品等の消費財メーカーを中心に、日本の商品に愛着のある在日中国人や中華圏で人気のある日本人インフルエンサーの発信力を活用したプロモーション等の支援を行っております。

当連結会計年度におきましては、新型コロナウイルス禍の影響によりインバウンド需要が急激に落ち込んだものの、中国における大規模なECセールの時期に合わせて、従来のインフルエンサー施策に加え、ライブコマース施策などより効果的なマーケティング施策の提供を強化したことにより、好調に推移いたしました。

これらの結果、当連結会計年度におきましては、売上高及び粗利売上は前期比で増加いたしました。

以上の結果、当連結会計年度の売上高は4,192,590千円（前期比2.6%増）、粗利売上は2,371,721千円（前期比9.2%増）、売上総利益は2,056,421千円（前期比10.9%増）となりました。また、営業利益は、売上高及び粗利売上の増加に加え、生産性の向上によりコストが抑えられた結果、298,640千円（前期は営業損失157,057千円）となりました。さらに、経常利益は231,488千円（前期は経常損失192,723千円）、親会社株主に帰属する当期純利益は173,286千円（前期は親会社株主に帰属する当期純損失281,476千円）となりました。

(2) 設備投資の状況

該当事項はありません。

(3) 資金調達の状況

イ. 当連結会計年度中に、当社グループの所要資金として、金融機関より短期借入金200,000千円及び長期借入金100,000千円を調達いたしました。

ロ. 連結子会社であるCreadits Pte. Ltd.は、2020年3月25日に第三者割当増資により2,995,945米ドル（331,441千円（注））の資金調達を行いました。

（注）2020年3月24日終値 1米ドル=110.63円で換算

(4) 重要な企業再編等の状況

該当事項はありません。

(5) 直前3事業年度の財産及び損益の状況

① 企業集団の財産及び損益の状況

	第13期 (2017年12月期)	第14期 (2018年12月期)	第15期 (2019年12月期)	第16期 (当連結会計年度) (2020年12月期)
売上高 (千円)	5,606,774	4,088,683	4,087,447	4,192,590
経常利益又は 経常損失 (△) (千円)	△150,449	△251,159	△192,723	231,488
親会社株主に帰属する当期純利益又は 親会社株主に帰属する当期純損失 (△) (千円)	△1,575	△369,488	△281,476	173,286
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失 (△) (円)	△0.12	△26.42	△20.08	12.35
総資産 (千円)	3,300,154	3,044,434	2,611,219	3,199,344
純資産 (千円)	1,797,031	1,387,860	1,201,348	1,775,973
1株当たり純資産額 (円)	129.06	98.41	84.73	123.31

(注) 当社は、2017年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第13期期首に当該分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

② 当社の財産及び損益の状況

区 分	第13期 (2017年12月期)	第14期 (2018年12月期)	第15期 (2019年12月期)	第16期 (当事業年度) (2020年12月期)
売上高 (千円)	3,053,839	3,334,657	3,501,440	3,525,316
経常利益 (千円)	119,706	290,602	150,526	348,380
当期純利益又は 当期純損失 (△) (千円)	262,536	△83,281	92,012	△215,781
1株当たり当期純利益又は1株当たり 当期純損失 (△) (円)	19.33	△5.96	6.56	△15.38
総資産 (千円)	3,471,743	3,737,191	3,531,127	3,406,990
純資産 (千円)	2,241,073	2,107,980	2,281,867	2,082,013
1株当たり純資産額 (円)	161.03	150.07	162.39	147.83

(注) 当社は、2017年7月1日付で普通株式1株につき3株の割合で株式分割を行っておりますが、第13期期首に当該分割が行われたものと仮定して、1株当たり当期純利益又は1株当たり当期純損失(△)及び1株当たり純資産額を算定しております。

(6) 重要な親会社及び子会社の状況

① 親会社の状況

該当事項はありません。

② 重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の議決権比率	主要な事業内容
C r e a d i t s P t e . L t d .	3,588千米ドル	83.9%	海外SaaS事業
AiCON TOKYO株式会社	10百万円	90.0%	ソリューション事業
Vstar Japan株式会社	30百万円	51.0%	中国進出支援事業
R e F U E L 4 I n c .	1千米ドル	(※) 83.9%	海外SaaS事業

(注) 議決権比率欄の※印は、間接保有による議決権比率であります。

(7) 対処すべき課題

①収益基盤の強化

グループ全体としての収益基盤を強化するうえで、各事業における対処すべき課題は次の通りと認識しております。

<SaaS事業（旧マーケティング・ソフトウェア事業）>

デジタル・ソーシャル等を活用したマーケティングSaaSについては、新たなサービスや競合他社が次々と現れることから、他社とのサービスの差別化、競合優位性の確立のために、SaaSツールの機能強化や開発体制の構築・維持が課題と認識しております。

そのため、当社グループでは、日本、ベトナム等グローバルでの人材獲得及び開発体制を構築し、常に最新の技術を取り入れるとともに、優秀なエンジニアの確保を図ってまいります。

<海外SaaS事業（旧クリエイティブ・プラットフォーム事業）>

連結子会社であるCreadits Pte. Ltd.において広告クリエイティブの制作を行うプラットフォームを運営しておりますが、高品質かつ低価格なクリエイティブをタイムリーに供給する能力の向上が課題と認識しております。

そのため、当社グループでは、顧客ニーズに十分に対応しうるデザイナーネットワークの維持・強化及び3D動画制作ベンダーとの連携強化等を図ってまいります。

<ソリューション事業（旧マーケティング・ソリューション事業）>

顧客企業におけるマーケティング課題に対するソリューションの立案から実行を支援するため、当社グループが持つ企画力及び技術力等を活かしたクオリティの高い人材の採用及び育成が課題であると認識しております。

このため、当社グループでは、マーケティング人材の採用の強化及び教育研修制度の拡充等による人材の育成により、戦略立案・提案力や実行力のあるマーケティング人材の増強を図ってまいります。

<中国進出支援事業（旧クロスボーダー事業）>

日本企業の中国進出を支援するため、日本人・中国人のインフルエンサーを活用したプロモーションのサービスを提供しており、インフルエンサーネットワークの強化が課題であると認識しております。

このため、当社が独自に展開する在日中国人インフルエンサーネットワーク「BoJapan」の強化や、連結子会社であるVstar Japan株式会社が支援するインフルエンサーの影響力向上及び提携人数の増加が課題であると認識しております。

②財務基盤の維持

当社グループの財務の方針は、健全な財務基盤を維持しつつ、マーケティングDX支援事業の中長期的な成長のための投資を行うことを基本方針としております。2020年12月末時点において、自己資本比率は54.2%であります。一方で現預金残高は1,170,897千円、借入金残高は751,567千円となっております。

投資については、営業キャッシュフローの範囲内で行うことを目標としておりますが、企業価値を大きく向上させる投資が必要な場合に備え、金融機関との良好な関係の維持等、資金調達の環境を整えてまいります。

また、投資有価証券の売却等、資産の効率的な運用に向けた対応を進めるとともに、負債を適正な水準に留め、資本コストを意識した経営を進めてまいります。

③内部管理体制の強化について

現在、当社グループは成長期にあり、コーポレートガバナンスの実効性を高めるため、業務運営の効率化やリスク管理等の内部管理体制の強化が重要な課題であると考えております。このため、当社グループでは、コーポレート業務の整備を推進し、経営の公正性・透明性を確保するための内部管理体制強化に取り組んでまいります。具体的には、顧客満足を高め、業務上のリスクを把握して社内教育に努めコンプライアンス体制の強化を図ることにより、継続的な成長を支える効率的かつ安定的な経営を行っていく方針であります。

これらの課題に対処するため、事業規模や事業の進捗に応じたや必要な人材の採用及び配置を適時に行い、着実に組織体制の整備を進めてまいります。

(8) 主要な事業内容 (2020年12月31日現在)

事業区分	事業内容
SaaS事業 (旧マーケティング・ソフトウェア事業)	マーケティングDXを加速する自社開発のSaaSツールを提供
海外SaaS事業 (旧クリエイティブ・プラットフォーム事業)	グローバルなデザイナーネットワークで高品質・低価格な広告クリエイティブを提供
ソリューション事業 (旧マーケティング・ソリューション事業)	「SNS」や「ファン」をキーワードにマーケティングDX戦略の包括的な支援
中国進出支援事業 (旧クロスボーダー事業)	独自のインフルエンサーネットワークを活用した中国向け越境プロモーションの支援

(9) 主要な営業所 (2020年12月31日現在)

本	社	東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号
---	---	--------------------

(10) 使用人の状況 (2020年12月31日現在)

① 企業集団の使用人の状況

使用人数	前連結会計年度末比増減
194名	30名減

(注) 使用人数は就業人数であり、パート及びアルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。

② 当社の使用人の状況

使用人数	前事業年度末比増減
129名	5名減

(注) 使用人数は就業人数であり、パート及びアルバイト等の臨時使用人は含まれておりません。

(11) 主要な借入先の状況 (2020年12月31日現在)

借入先	借入額
株式会社みずほ銀行	233,300千円
株式会社三菱UFJ銀行	320,053
株式会社りそな銀行	108,354
株式会社商工組合中央金庫	89,860

(12) その他企業集団の現況に関する重要な事項

当社は、2020年3月27日開催の第15回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。

2 株式の状況 (2020年12月31日現在)

- (1) 発行可能株式総数 28,800,000株
 (2) 発行済株式の総数 14,091,900株
 (注) 新株予約権の行使により、発行済株式の総数は49,200株増加しております。
 (3) 株主数 4,369名
 (4) 大株主

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
中 村 壮 秀	4,901,500株	34.84%
NOMURA PB NOMINEES LIMITED OMNIBUS - MARGIN (CASHPB)	517,400	3.68
楽 天 証 券 株 式 会 社	455,500	3.24
株 式 会 社 S B I 証 券	309,736	2.20
M S I P C L I E N T S E C U R I T I E S	302,500	2.15
井 村 俊 哉	281,000	2.00
合 同 会 社 M N カ ン パ ニ ー	250,000	1.78
JPMBL RE NOMURA INTERNATIONAL PLC 1 C O L L E Q U I T Y	204,564	1.45
野 村 証 券 株 式 会 社	122,536	0.87
毛 利 寛	111,400	0.79

(注) 持株比率は、発行済株式総数から自己株式数 (23,544株) を控除して算出しております。

3 会社役員 の 状況

(1) 取締役の状況 (2020年12月31日現在)

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況
代表取締役CEO	中村 壮 秀	
取締役	松井 裕 美	
取締役	原 田 潤	あおばアドバイザーズ株式会社 代表取締役 神宮前あおば税理士法人 社員 SREホールディングス株式会社 社外取締役 (監査等委員)
取締役	豊 増 貴 久	
取締役	太 田 彩 子	株式会社ベレフェクト 代表取締役 一般社団法人 営業部女子課の会 代表理事 株式会社コナカ 社外取締役
取締役(常勤監査等委員)	小副川 俊 朗	
取締役(監査等委員)	大 村 健	フォーサイト総合法律事務所 代表パートナー 一弁護士 パイプドHD株式会社 社外監査役 ユナイテッド株式会社 社外監査役
取締役(監査等委員)	市 川 祐 子	マーケットリバー株式会社 代表取締役

- (注) 1. 取締役太田彩子氏、取締役(常勤監査等委員)小副川俊朗氏、取締役(監査等委員)大村健氏及び市川祐子氏は、社外取締役であります。
2. 当社は、2020年3月27日開催の第15回定時株主総会決議に基づき、同日付で監査等委員会設置会社に移行しております。これに伴い、監査役小副川俊朗氏、原田潤氏及び大村健氏は任期満了により退任し、このうち小副川俊朗氏及び大村健氏は監査等委員である取締役に就任しております。
3. 取締役(常勤監査等委員)小副川俊朗氏は、経営者及び社外役員としての豊富な経験と幅広い見識を有しております。
4. 取締役(監査等委員)大村健氏は、弁護士の資格を有しており、企業法務及び会社法等に関する相当程度の知見を有しております。
5. 当社は、太田彩子氏、小副川俊朗氏、大村健氏、市川祐子氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。

(2) 責任限定契約の内容の概要

当社と各社外取締役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令が定める最低責任限度額としております。

(3) 取締役及び監査役の報酬等

当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	員 数	報 酬 等 の 額
取締役（監査等委員を除く） （うち社外取締役）	7名 (2)	54,885千円 (5,250千円)
取締役（監査等委員） （うち社外取締役）	3 (3)	12,150千円 (12,150千円)
監 査 役 （うち社外監査役）	3 (3)	1,200千円 (1,200千円)
合 計 （うち社外役員）	13 (8)	68,235千円 (18,600千円)

(注) 1. 上記には、2020年3月27日開催の第15回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含めております。なお当社は、2020年3月27日に監査役会設置会社から監査等委員会設置会社に移行しております。

2. 取締役の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給与は含まれておりません。

3. 監査等委員会設置会社移行前の取締役の報酬限度額は、2013年3月29日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。また、監査等委員会設置会社移行後の取締役（監査等委員を除く）の報酬限度額は、2020年3月27日開催の定時株主総会において、年額200,000千円以内（ただし、使用人分給与は含まない。）と決議いただいております。

4. 取締役（監査等委員）の報酬限度額は、2020年3月27日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

5. 監査役の報酬限度額は、2013年3月29日開催の定時株主総会において、年額50,000千円以内と決議いただいております。

(4) 社外役員に関する事項

① 他の法人等の重要な兼職の状況及び当社と当該他の法人等との関係

- イ. 取締役太田彩子氏は、株式会社ベレフェクトの代表取締役を兼務しております。また、一般社団法人 営業部女子課の会の代表理事及び株式会社コナカの社外取締役を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ロ. 取締役（監査等委員）大村健氏は、フォーサイト総合法律事務所の代表パートナーを兼務しております。また、パイプドHD株式会社及びユナイテッド株式会社の社外監査役を兼務しております。当社と各兼職先との間には特別の関係はありません。
- ハ. 取締役（監査等委員）市川祐子氏は、マーケットリバー株式会社の代表取締役を兼務しております。当社と兼職先との間には特別の関係はありません。

② 当事業年度における主な活動状況

		出席状況及び発言状況
取締役	太田彩子	当事業年度に開催された取締役会のすべてに出席し、主に人材育成や組織開発の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。
取締役（常勤監査等委員）	小副川俊朗	当事業年度において開催された取締役会13回のうち、監査役として3回、監査等委員として10回出席し、常勤監査役又は常勤監査等委員として当社取締役の業務執行状況を監督し、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査役会及び監査等委員会のすべてに出席し、主に当社の内部統制並びに内部監査について適宜、必要な発言を行っております。
取締役（監査等委員）	大村健	当事業年度において開催された取締役会13回のうち、監査役として3回、監査等委員として10回出席し、弁護士として法律に関する専門的な知識と経験から、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。 また、当事業年度において開催された監査役会及び監査等委員会のすべてに出席し、企業法務・会社法等の観点から適宜必要な発言を行っております。

	出席状況及び発言状況
<p>取締役 (監査等委員) 市川 祐子</p>	<p>当事業年度において開催された取締役会13回のうち、社外取締役として3回、監査等委員として10回出席し、主に当社のコーポレート・ガバナンス体制強化とIR及び財務活動等の見地から意見を述べるなど、取締役会の意思決定の妥当性・適正性を確保するための助言・提言を行っております。</p> <p>また、当事業年度において開催された監査等委員会のすべてに出席し、コーポレート・ガバナンスの観点から適宜必要な発言を行っております。</p>

4 会計監査人の状況

(1) 名称 PwC京都監査法人

(2) 報酬等の額

	報酬等の額
当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額	26,500千円
当社及び子会社が会計監査人に支払うべき金銭 その他の財産上の利益の合計額	26,500千円

- (注) 1. 当社監査等委員会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、会計監査人の監査計画、監査の実施状況及び報酬見積の算定根拠等を確認し、検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。
2. 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

(3) 会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査等委員会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、監査等委員会は会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査等委員全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査等委員会が選定した監査等委員は、解任後最初に招集される株主総会におきまして、会計監査人を解任した旨及び解任の理由を報告いたします。

(4) 責任限定契約の内容の概要

該当事項はありません。

(5) 子会社における会計監査人の状況

当社の重要な子会社であるCreadits Pte. Ltd.は、当社の会計監査人以外の監査法人の法定監査を受けております。

連結貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	2,204,755
現金及び預金	1,170,897
受取手形及び売掛金	941,050
仕掛品	1,712
未収還付法人税等	4,493
未収入金	30,156
前払費用	53,808
その他	31,003
貸倒引当金	△28,366
固定資産	994,588
有形固定資産	62,348
建物	22,169
工具、器具及び備品	9,345
リース資産	30,832
無形固定資産	157,436
のれん	8,002
ソフトウェア	145,026
その他	4,407
投資その他の資産	774,804
投資有価証券	686,818
差入保証金	86,320
破産更生債権等	10,384
繰延税金資産	1,655
その他	10
貸倒引当金	△10,384
資産合計	3,199,344

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	1,080,432
買掛金	284,490
短期借入金	100,000
1年内返済予定の 長期借入金	308,629
未払金	28,507
リース債務	33,392
未払費用	40,389
未払法人税等	123,498
未払消費税等	95,362
前受金	32,440
その他	33,722
固定負債	342,938
長期借入金	342,938
負債合計	1,423,370
(純資産の部)	
株主資本	1,639,890
資本金	840,830
資本剰余金	1,151,634
利益剰余金	△340,659
自己株式	△11,915
その他の包括利益累計額	94,821
その他有価証券評価差額金	28,269
為替換算調整勘定	66,552
新株予約権	7,801
非支配株主持分	33,460
純資産合計	1,775,973
負債純資産合計	3,199,344

連結損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科目		金額	
売上			4,192,590
売上原価			2,136,168
売上総利益			2,056,421
販売費及び一般管理費			1,757,780
営業利益			298,640
営業外収益			
受取利息		73	
受取配当金		168	
補助金収入		4,583	
雑収入		2,553	
その他		1,769	9,148
営業外費用			
支払利息		7,000	
株式交付費		12,460	
為替差損		41,724	
投資事業組合運用損		1,382	
持分法による投資損失		11,753	
その他		1,979	76,300
経常利益			231,488
特別利益			
新株予約権戻入益		2,856	
投資有価証券売却益		114,703	
段階取得に係る差益		8,721	126,281
特別損失			
投資有価証券評価損		47,999	
関係会社整理損		4,084	52,084
税金等調整前当期純利益			305,685
法人税、住民税及び事業税		128,532	
法人税等調整額		△6,289	122,242
当期純利益			183,442
非支配株主に帰属する当期純利益			10,155
親会社株主に帰属する当期純利益			173,286

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

貸借対照表 (2020年12月31日現在)

(単位：千円)

科目	金額
(資産の部)	
流動資産	1,776,768
現金及び預金	945,418
売掛金	688,708
電子記録債権	57,309
仕掛品	1,712
前払費用	53,808
立替金	3,502
その他	40,030
貸倒引当金	△13,723
固定資産	1,630,222
有形固定資産	28,748
建物	22,169
工具、器具及び備品	6,578
無形固定資産	146,467
ソフトウェア	143,563
その他	2,904
投資その他の資産	1,455,006
投資有価証券	557,274
関係会社株式	194,540
長期貸付金	1,072,632
差入保証金	86,320
破産更生債権等	10,384
繰延税金資産	1,655
その他	10
貸倒引当金	△467,812
資産合計	3,406,990

科目	金額
(負債の部)	
流動負債	982,038
買掛金	247,688
短期借入金	100,000
1年内返済予定の長期借入金	308,629
未払金	26,738
未払費用	20,220
未払法人税等	122,613
未払消費税等	94,290
前受金	31,043
預り金	23,929
その他	6,885
固定負債	342,938
長期借入金	342,938
負債合計	1,324,976
(純資産の部)	
株主資本	2,051,440
資本金	840,830
資本剰余金	812,830
資本準備金	812,830
利益剰余金	409,694
その他利益剰余金	409,694
繰越利益剰余金	409,694
自己株式	△11,915
評価・換算差額等	28,269
その他有価証券評価差額金	28,269
新株予約権	2,304
純資産合計	2,082,013
負債純資産合計	3,406,990

損益計算書 (2020年1月1日から2020年12月31日まで)

(単位：千円)

科目		金額	
売上	高		3,525,316
売上	原価		1,951,554
売上総利益			1,573,762
販売費及び一般管理費			1,186,973
営業利益			386,789
営業外収益			
受取利息		10,740	
受取配当金		168	
雑収入		2,553	
その他		628	14,090
営業外費用			
支払利息		5,552	
株式交付費		31	
為替差損		45,461	
投資事業組合運用損		1,382	
その他		72	52,499
経常利益			348,380
特別利益			
新株予約権戻入益		2,856	
投資有価証券売却益		114,703	117,559
特別損失			
投資有価証券評価損		47,999	
関係会社株式評価損		54,999	
貸倒引当金繰入額		457,427	560,427
税引前当期純損失			94,486
法人税、住民税及び事業税		127,584	
法人税等調整額		△6,289	121,294
当期純損失			215,781

招集(通知)

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

アライドアーキテクト株式会社
取締役会 御中

PwC 京都監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 若 山 聡 満 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 岩 瀬 哲 朗 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、アライドアーキテクト株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、アライドアーキテクト株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

2021年2月22日

アライドアーキテクト株式会社
取締役会 御中

PwC 京都監査法人
東京事務所

指 定 社 員 公認会計士 若 山 聡 満 ㊞
業 務 執 行 社 員
指 定 社 員 公認会計士 岩 瀬 哲 朗 ㊞
業 務 執 行 社 員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、アライドアーキテクト株式会社の2020年1月1日から2020年12月31日までの第16期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者及び監査等委員会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査等委員会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査等委員会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査等委員会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査等委員会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査等委員会は、2020年1月1日から2020年12月31日までの第16期事業年度における取締役の職務の執行について監査いたしました。その方法及び結果につき以下のとおり報告いたします。

1. 監査の方法及びその内容

監査等委員会は、会社法第399条の13第1項第1号ロ及びハに掲げる事項に関する取締役会決議の内容並びに当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明するとともに、下記の方法で監査を実施しました。

- ①監査等委員会が定めた監査等委員会監査等基準に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、会社の内部統制部門と連携の上、重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行に関する事項の報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査しました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
- ②会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③ 内部統制システムに関する取締役会の決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人 P w C 京都監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2021年2月22日

アライドアーキテツ株式会社 監査等委員会

監 査 等 委 員 小 副 川 俊 朗 ㊟

監 査 等 委 員 大 村 健 ㊟

監 査 等 委 員 市 川 祐 子 ㊟

(注) 監査等委員小副川俊朗、大村健及び市川祐子は、会社法第2条第15号及び第331条第6項に規定する社外取締役であります。

以 上

メ モ

A series of 18 horizontal dashed lines for writing.

当社役員

(2021年3月24日時点)

代表取締役社長兼グループCEO

取締役

取締役

取締役

取締役 (常勤監査等委員)

取締役 (監査等委員)

取締役 (監査等委員)

中村 壮秀

松井 裕美

村岡 弥真人

原田 潤

小副川 俊朗

大村 健

市川 祐子



代表取締役社長 中村 壮秀

グループ主要メンバー

Creadits Pte. Ltd. CEO

AiCON TOKYO株式会社 代表取締役

ソリューションカンパニー長

プロダクトカンパニー長

クロスボーダーカンパニー長 兼 Vstar Japan株式

会社代表取締役

経営企画室長

瀧口 和宏

石渡 晃一

松井 裕美

村岡 弥真人

番匠 達也

大野 聡子

定時株主総会会場ご案内図

会場

東京都渋谷区恵比寿一丁目19番15号 ウノサワ東急ビル3階
アライドアーキテツ株式会社 本社会議室
電話番号 03-6408-2791

交通

- J R 「恵比寿駅」下車 東口改札（3階）より徒歩約3分
- 東京メトロ日比谷線「恵比寿駅」下車 ①番出口より徒歩約5分

